

## 《被扶養者削除に必要な添付書類一覧表》

被保険者は、被扶養者が扶養認定要件を満たさなくなった際、自ら申し出て削除の手続きを行わなければなりません。

削除の理由に応じて添付書類を確認し、「健康保険被扶養者（異動）届」、保険証と一緒に提出してください。

被扶養者要件を満たさなくなった日より、削除となります。

- 届出は事業主（勤務先）を経由して行ってください。
- この表の書類以外に別途追加書類の提出を求めることがあります。
- コピー提出の際は、なるべくA4またはA3用紙を使用し、必ず全ての内容が写る様にコピーしてください。

削 除 理 由	添 付 書 類
就職等、新しい健康保険に加入したとき	* 新しく加入した健康保険証の写し
就職（健康保険の加入がない場合）	就職年月日がわかる書類の写し（契約書等）
離婚/離婚による扶養替え	離婚年月日が確認できる書類の写し（戸籍謄本、離婚届受理証明書等）
失業給付を受給したとき	雇用保険受給資格者証の両面の写し ※待期間/給付制限期間が終了し、初回の支給期間と金額が記載されてから申請してください。 ※処理月日ではなく、給付の対象と認定された初日からの削除です。
死亡したとき	* 死亡年月日が確認できる書類の写し
収入オーバーになったとき (複数該当する場合はすべて)	給与（直近3か月の平均が基準額を超えた場合） → 収入オーバーになる前の3か月+オーバー後1か月の給与明細や 新旧契約書の写し等、収入オーバーになったタイミングがわかるもの
	年金 → 年金額変更通知や年金証書等、新しい年金額がわかる書類の写し
	自営業 → 確定申告書の写し ※数年分必要となる場合があります。 → 開業したばかりの場合は、開始日がわかる書類の写し（開業届等）
転居により別世帯となり、 経済支援をしないとき	「扶養削除申出書」または対象者の転居先の住民票（世帯全員でなくても可）
世帯分離を行い、経済支援をしないとき	世帯分離した日付がわかる住民票など
別世帯であり、経済支援をやめたとき	仕送りを行っていた最後3か月分の仕送り証明
国内居住要件を満たさなくなったとき	「扶養削除申出書」または住民票の除票または転出予定日が記載されている住民票など
扶養替えしたとき	* 新しく加入した健康保険証の写し
扶養替えて、新しい健康保険組合等から 喪失証明書が必要と言われたとき	「扶養削除申出書」 ※新しい組合等で認定されると確認してから申請してください。
上記以外の理由で 扶養の事実がなくなったとき	「扶養削除申出書」 ※別途、証明書類を依頼することがあります。 ※対象者の結婚 または 被保険者の離婚により「子」を扶養から外す場合は、必ずしも婚姻日や離婚日で削除する必要はありません。別世帯になる等、被保険者が主たる生計維持者でなくなったタイミングでも構いません。

\*印以外の理由による削除の場合は、削除日決定後、「健康保険資格喪失証明書」を事業主経由でお送りします。

### ◆被扶養者の収入要件◆

同一世帯に属している場合： 被扶養者の収入が基準額未満、かつ被保険者の収入の2分の1未満であること

同一世帯に属していない場合： 被扶養者の収入が基準額未満、かつ被保険者からの仕送り額より少ないこと

基準額とは？

被扶養者	基準年収	基準月収
60歳未満の方	130万円	108,334円
60歳以上 又は 障害厚生年金の受給要件に 該当する程度の障害がある方	180万円	150,000円

・給与収入にばらつきがある方は、常に直近の3か月平均が基準月収未満である必要があります。

健康保険の被扶養者の収入は、1月～12月の累計金額では考えません。税扶養とは異なります。

期間に定めのある就労でも基準月収を超える間は、被扶養者であることはできません。

・特例として、自営業収入者については、1月～12月の収入額が基準年収未満である場合は、基準月収を超える月があっても被扶養者として認めます。

1月～12月の収入額が基準年収以上の場合は、その年の1月1日からの削除となります。

自営業者の収入とは、税法上の所得額ではありません。仕入れ値等、事業を行うために最低限必要な原材料費等のみを差し引いた額で審査を行います。

税法上の経費をすべて経費とはできませんのでご注意ください。

また、失業給付等、有期でも日額に定めがある手当の場合は、受給する合計金額で考えず、基準日額未満でなければ被扶養者ではられません。

被扶養者	基準日額
60歳未満の方	3,612円
60歳以上 又は 障害厚生年金の受給要件に 該当する程度の障害がある方	5,000円

ご提出いただく書類は、公平・公正に被扶養者削除を行うために使用するものであり、目的外に利用することは一切ありません